

子ども手当認定請求書の提出はお済ですか？

～今まで子ども手当を受給していた方も、改めて認定請求書の提出が必要です～

子ども手当特別措置法が平成23年10月より施行されました。新制度に伴い、今まで子ども手当を受給していた方も、改めて認定請求書の提出が必要です。対象となる方には、認定請求書を発送させていただきました。必要書類をご確認いただき、期限までに提出してください。

下に該当する方は認定請求書の他に必要書類があります。



- (1) 社会保険加入者で厚生年金に加入されている方は受給者の「**保険証のコピー**」が必要です。(児童の分は不要)
- (2) 建設国保・歯科医師国保等に加入されている方で、厚生年金に加入されている方は、保険証では年金加入状況が把握できないため、「**年金加入証明書**」が必要です。
- (3) 該当児童と別居している方は「**別居監護申立書**」と該当児童が属する「**世帯全員の住民票**」が必要です。

提出期限は平成24年3月31日です

子ども手当特別措置法は経過措置による申請猶予期間が特別に設けられています。平成23年10月分から受給するためには提出期限までに申請してください。期限を過ぎると、平成23年10月から平成24年3月までの子ども手当は支給されません。提出した翌月分からの支給となります。(平成24年4月以降の子ども手当は未定です)

※認定請求書がお手元がない方は、再発行します。子ども課子ども支援係までご連絡ください。

問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

平成24年度 健診等の申し込みについて

＝「健診等」には、健康診査と、各種検診を含みます＝

平成24年度に町が行う健診等の実施希望者を把握するために、「平成24年度健診等申し込み書」を配布します。

「健診等申し込み書」がお手元に届きましたら必要事項を記入し、郵送していただくか、直接保健センター窓口へ提出されるようお願いいたします。

この申し込み書は、町が行う健診への申し込みと同時に、健診対象者の受診動向の把握に利用しますので、町で行う健診等を受診されない方も必ず提出してください。詳しくは「平成24年度健診等申し込み書」に同封されている説明書をご覧ください。

『特定健診』はご自分の健康を守るために必ず受診しましょう。また、その他の検診も積極的に受診し、ご自分の身体の状態を把握しましょう。



○町で行う健診等は表のとおりです。それぞれの区分で**年齢や区域の指定がありますのでご注意ください。**

種 類	時 期	対 象 者
特定健診	集団健診6月(*1)	富士見町国民健康保険に加入されている40歳～74歳の方
長寿医療健診	個別健診7月～(*2)	後期高齢者医療制度に加入されている方
結核検診(胸部レントゲン撮影)	5月	65歳以上の方
子宮検診	7月	20歳以上の女性で、富士見地区・立沢区・乙事区の方
乳房検診(マンモグラフィ検診)	11月	40歳～74歳の女性で、富士見地区・立沢区・乙事区の方
胃検診	10月	35歳以上の方
大腸検診(便潜血反応検査)	6月・10月	40歳以上の方
肺がんCT検診	7月	45歳以上の富士見地区・立沢区・乙事区の方

(*1) 集団：保健センターを会場として集団健診を行います。

(*2) 個別：期間中に町内の医療機関で個別に健診を行います。

問 住民福祉課 保健予防係 ☎62-9134